

新型コロナウイルスへの対応の基本原則

現在、新型コロナウイルス(COVID-19)が日本でも各地で猛威を振るっています。当社としましても、これへの対応の基本原則を下記のように規定いたします。対応は、厚生労働省の基準に準じています。感染しないような予防策と仮に感染した場合の対応策の基本原則といたします。

お客様、取引先様におかれましては、なるべくご迷惑のかからないように善処いたしますが、事態の重要性および緊急性にかんがみ、なにとぞご理解のほどをお願い申し上げます。

記

1. 時差出勤

満員電車等の公共交通機関での感染を防ぐために、事前申告を前提として、勤務時間帯の開始時刻を現在の時刻の前後3時間程度の範囲で変更することを許容いたします。この場合は、変更時刻から昼等の休憩時間を除き、8時間を定時間といたします。ただし、事前にお客様の了解が得られた場合といたします。

2. 在宅勤務

各業務の特性を斟酌し、可能な場合は、在宅勤務(いわゆるテレワーク含む)を許容いたします。ただし、これは、特にお客様との入念な事前協議を行うことといたします。また、在宅勤務の開始時刻と終了時刻、休憩時間、そして成果物の確認等の手順を最低限事前に定める。

3. 自宅療養

次のような症状がある場合は、入社せず、外出せず、まず自宅にて療養に努めます。

- ・発熱がある場合。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合。

療養中、一日最低二回体温を測定し、記録する。むやみに外出しない。やむを得ず外出する場合は、咳エチケットを遵守するようにいたします。

基本的に、この場合は、原則、有給休暇等の利用を優先といたします。ただし在宅勤務が可能であれば、この限りではありません。

4. 感染の疑いがある場合の特別有給休暇付与

4日以上前項の症状が継続する場合(発熱は37.5度以上を目安、また解熱剤の投与が必要な場合も)、新型コロナウイルスの感染を疑い、居住している都道府県の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示を仰ぐことといたします。

なお、4日目まで発熱が37.5度を下がらずに、かつ「帰国者・接触者相談センター」の指示を仰いだ場合は、新型コロナウイルス感染の可能性が高まっているため、特別に新たに3.5日の有給休暇を付与し、3.5日分のすでに取得した通常の有給休暇、代休もしくは無給休暇を、この特別有給休暇に振り替えます。

高齢者、基礎疾患、持病、あるいは健康診断結果で要再検査レベルの指導があったものは、上記の日

数の判断は、4日ではなく2日といたします。

5. 感染疑いがない場合

1日程度で発熱が下がった場合は、軽い風邪、2日から3日の場合は、インフルエンザの疑いだった可能性があるため、いずれも体力の回復するまで療養し、出社しないことといたします。

6. 社内外イベント・懇親会、会食・接待の自粛

社内外で大人数が集まる催事等や会食等は、可能な限り実施時期を延期、中止させていただきます。

7. 本通達の効力

各現場にて、お客様のルールがある場合は、原則、本対応原則よりもそのお客様のルールが上位にあるものといたします。

8. 本通達の有効期間

本通達の効力期限は、当面とし、新型コロナウイルスの終息するまでといたします。

以上

(参考)

厚生労働省の新型コロナウイルスについて、のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

帰国者・接触者相談センター（新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

首相官邸電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html